

PTA規約改正(案)

OPTA規約

第8章 会議

第29条を第30条とし、第22条から第28条を1条ずつ繰り下げ、第21条の次に下記を加える。

第22条 書面総会での決議は、原則として、会員の書面による議決権行使により議決するものとする。この場合において、会員数（保護者については児童在籍家庭数）の三分の一以上の書面表決書の提出があった場合に総会は有効なものとし、議事はその過半数で決する。